

役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 ADRA Japan の理事ならびに監事（以下「役員」という）の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

1 この規程は、2016年4月18日から施行する。

給 与 規 程

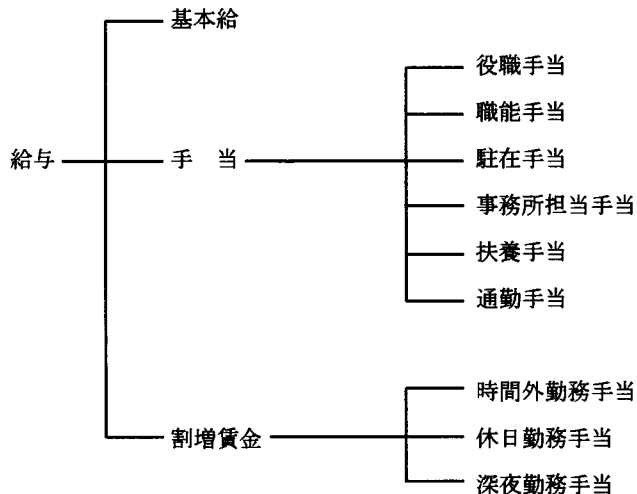
（目的）

第1条 この規程は、就業規則第 52 条の規定に基づき、就業規則第 2 条に定める職員に適用する。

2 パートタイム職員、アルバイト等に適用する給与規程は、別に定めるところによる。

（給与の構成）

第2条 給与の構成は、次のとおりとする。



（給与計算期間及び支払日）

第3条 給与は、前月 26 日から起算し、当月 25 日を締め切りとした期間（以下、「給与計算期間」という）について計算する。基本給及び手当は当月末日に支払い、割増賃金及び不足時間に対する控除は翌月末に支払いもしくは控除をおこなう。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

（給与の支払方法と控除）

第4条 給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振込みにより給与を支給する。
- 3 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
 - ①源泉所得税
 - ②住民税
 - ③健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
 - ④雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - ⑤職員本人との書面により賃金から控除することとしたもの

（中途入職または中途退職の給与計算）

第5条 給与計算期間の中途に入職または退職した者に対する当該計算期間における給与は以下の計算式により支給するものとする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当} + \text{扶養手当}}{\text{月平均の所定労働時間}} \times \text{出勤時間数}$$

(不足時間の給与控除)

第6条 給与計算期間の実労働数が所定労働時間に満たない場合は、以下の計算式によりその不足した時間に応じる給与は支給しない。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当} + \text{扶養手当}}{\text{月平均の所定労働時間}} \times \text{不足時間数}$$

(基本給)

第7条 基本給は、本人の年齢、勤続年数等を考慮して各人別に決定する。

- 2 時短勤務の場合、基本給のみ契約時間に応じて減額する。

(役職手当)

第8条 役職手当は、以下の役職に就く者に対し、支給する。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 部長 | 月額 70,000 円 |
| ② マネージャー | 月額 50,000 円 |
| ③ 上述の役職以外の AdCom メンバー | 月額 20,000 円 |

- 2 任命によるときには、発令日の属する賃金月から支給する。この場合、当該賃金月においてそれまで属していた役職手当は支給しない。
- 3 解任によるときには、発令日の属する賃金月まで支給する。

(職能手当)

第9条 人事評価をおこない人事部が決めたグレードに応じて支給する。年度末に見直しをするが、毎年上がることを保障するものではない。

- | | |
|----------|--------------|
| ① グレード 6 | 月額 125,000 円 |
| ② グレード 5 | 月額 102,000 円 |
| ③ グレード 4 | 月額 79,000 円 |
| ④ グレード 3 | 月額 56,000 円 |
| ⑤ グレード 2 | 月額 38,000 円 |
| ⑥ グレード 1 | 月額 20,000 円 |

(駐在手当)

第10条 国内外の事業地の駐在担当者に、月額 20,000 円を支給する。

(事務所担当手当)

第11条 事務所機能の保持を目的とし、予め希望を募り登録した職員により事務所担当のシフトを組む。割り当ての日に事務所へ出勤し 6 時間以上勤務した職員に、勤務時間に応じて以下の事務所担当手当を支給する。

- | | |
|------------|----------------|
| ① 8 時間以上勤務 | 1 日当たり 3,000 円 |
|------------|----------------|

- | | |
|---------|---------------|
| ② 7時間勤務 | 1日当たり 2,625 円 |
| ③ 6時間勤務 | 1日当たり 2,250 円 |

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、毎月1日時点の税制上の扶養家族に対し1人当たり、月額15,000円を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、月額50,000円までの範囲内において、公共交通機関による通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただしテレワーク勤務に係る通勤費は支給しない。

(時間外勤務手当)

第14条 法定労働時間を超えた時間外労働に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

ただし、所定労働時間が法定労働時間を超える場合、法定労働時間を超える所定労働時間分は0.25×時間数分のみ時間外勤務手当とする。

- 2 所定労働時間を超え法定労働時間内の場合は以下の計算方法とする。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{時間外労働時間数}$$

- 3 月平均所定労働時間は以下の計算方法により求める。

$$\frac{365 \text{ 日 (閏年 366 日)} - \text{年間所定休日} \times 8 \text{ (時短正職員及び契約職員は契約による時間)}}{12}$$

- 4 時短勤務の場合、当該月の正職員の所定労働時間までは、基本給のみの計算とする。正職員の所定労働時間を超えた場合は第1項もしくは第2項による。

(時短勤務の実労働時間 ≤ 正職員の所定労働時間)

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月平均の時短勤務の所定労働時間}} \times (\text{実労働時間} - \text{時短勤務の所定労働時間})$$

(休日勤務手当)

第15条 休日勤務に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。月平均所定労働時間は前条による。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

(深夜勤務手当)

第16条 深夜勤務（午後 10 時～午前 5 時）に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。月平均所定労働時間は前条による。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- 2 法定労働時間を超えた分の深夜勤務に対する割増賃金は以下の計算方法により支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{職能手当} + \text{事務所担当手当}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.50 \times \text{深夜労働時間数}$$

(休暇等の賃金)

第17条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
- 3 慶弔休暇の期間は、第 1 項の賃金を支給する。
- 4 休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

(昇 給)

第18条 昇給は、基本給に対して以下の通り行う。ただし、団体の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- ① 毎年 4 月 1 日現在における満年齢により、4 月に昇給する。
 - ② 在籍年数加算による昇給は、入職日が月初日から 25 日の場合は入職月の翌月、26 日から月末日の場合は入職月の翌々月の支給からとする。
- 2 昇給額は、給与テーブルによって各人ごとに決定する。

(附則)

本規程は 2016 年 4 月 1 日から適用する。

本規程は、2016 年 9 月 25 日の第 55 回理事会の議決により改定し、2016 年 9 月 26 日より施行する。

本規程は、2019 年 3 月 24 日の第 64 回理事会の議決により改定し、2019 年 4 月支払分給与より施行する。

本規程は、2019 年 6 月 16 日の臨時理事会の議決により改定し、2019 年 6 月 17 日より施行する。

本規程は、2019 年 9 月 29 日の第 66 回理事会の議決により改定し、2019 年 10 月支払分給与より施行する。

本規程は、2020 年 12 月 13 日の第 71 回理事会の議決により改定し、2020 年 12 月 26 日より施行する。

本規程は、2023 年 3 月 12 日の第 80 回理事会の議決により改定し、2023 年 4 月支払分給与より施行する。

本規定は、2023 年 9 月 24 日の第 82 回理事会の議決によって改定し、2023 年 9 月 25 日より施行する。

本規定は、2023 年 12 月 10 日の第 83 回理事会の議決によって改訂し、同日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	事業年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日
-----	----------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	569,000 円
賛助会員受取会費	952,000 円
受取寄付金	55,281,386 円
指定プロジェクト寄付金振替額	155,666,500 円
物品寄付	907,901 円
公的補助金振替額	197,007,356 円
民間助成金振替額	356,468,472 円
受取公的補助金	14,913,074 円
受取民間助成金	32,297,646 円
緊急支援事業収益	273,346 円
人材育成事業収益	278,650 円
広報啓発事業収益	25,198 円
受取利息	836,789 円
合 計	815,477,318 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

株式会社 J-オイルミルズ物品寄付 314,286 円

Yahoo!買って応援便経由物品寄付 85,329 円

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		212,159,630 円	助成金
		149,983,592 円	日本 NGO 連携無償資金協力
		5,672,131 円	寄附金
		5,000,000 円	能登半島地震被災者支援寄付
		3,000,610 円	能登半島地震被災者支援寄付

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		41,528,625 円	配付用食料および生活用品
		40,754,444 円	農業灌漑用資材（エンジン、パイプ）など建設資材(セメント、石材、ガラス、ドアなど)
		25,921,478 円	モバイルユニットの設置
		24,746,491 円	仮設住宅等入居者用家電
		16,480,297 円	農業灌漑用資材（エンジン、パイプ）など

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		東京事務所家賃	R6年4月1日～R7年3月31日	3,720,000円	東京事務所家賃 220,000円／月 （4月～翌3月） 横浜F15倉庫家賃 110,000円／月 敷金200,000円 （6月～翌3月）
		管理棟倉庫家賃	R6年4月1日～R6年5月31日	40,000円	管理棟倉庫家賃 20,000円／月
		システム利用料	R6年4月1日～R7年3月31日	426,542円	Yahoo!ネット募金手数料
		報告会謝礼受領（受取等）	R6年4月1日	7,200円	
		報告会謝礼受領（受取等）	R6年5月28日	484円	
		報告会謝礼受領（受取等）	R6年6月4日	6,720円	
		報告会謝礼受領（受取等）	R6年11月20日	14,000円	
		報告会謝礼受領（受取等）	R7年2月17日	2,834円	
		講師派遣謝礼受領（受取等）	R7年2月28日	20,000円	
		報告会謝礼受領（受取等）	R7年3月11日	5,000円	

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏名	寄附金額	受領年月日
	100,000円	R6年7月11日
	100,000円	R6年9月30日
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	R6年4月1日～R7 年3月31日	484,977 円
			給与	R6年4月1日～R7 年3月31日	
			給与	R6年4月1日～R6 年5月31日	
			給与	R7年2月1日～R7 年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	
26 人	86,877,600 円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
		2024/4/19	8,087,435 円	スロバキア国内ウクライナ避難民支援のための ADRA スロバキア支援金
		2024/4/19	568,238 円	ウクライナ避難民支援のための ADRA ウクライナ支援金
		2024/4/22	449,876 円	フィリピン台風被災者支援
		2024/6/6	500,000 円	台湾地震被災者支援
		2024/6/6	500,000 円	台湾地震被災者支援
		2024/6/12	6,663,150 円	ウクライナ避難民支援のための ADRA ウクライナ支援金
		2024/6/18	103,880 円	ネパール・ジャジャルコット地震被災者支援
		2024/7/29	675,483 円	地滑り被災者支援
		2024/8/26	877,097 円	スロバキア国内ウクライナ避難民支援
		2024/9/4	4,392,000 円	ウクライナにおける食糧支援
		2024/9/4	8,696,408 円	ウクライナ避難民支援のための ADRA ウクライナ支援金
		2024/9/13	24,047,606 円	ミャンマー国内避難民支援・現金給付
		2024/10/11	2,367,638 円	ADRA バングラデシュ支部事業形成調査費

	2024/10/30	521,669 円	インド・ケララ地すべり被災者支援
	2025/1/28	214,275 円	ジンバブエ学校給食のための ADRA ジンバブエ支援金
	2025/2/6	10,737,900 円	ミャンマー国内避難民支援・現金給付
	2025/2/21	1,900,000 円	台湾地震被災者支援
	2025/2/21	1,900,000 円	台湾地震被災者支援
	2025/3/24	7,706,034 円	ウクライナ越冬支援クリスマスギフト
	合 計	80,908,689 円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2024/4/3	ジンバブエ教育支援 USD140,0000@152.57	21,359,800 円
2024/4/17	アフガン地震被災者支援 USD180,411.68@155.79	28,106,335 円
2024/4/22	ネパール水衛生事業 JPY	18,525,802 円
2024/4/22	フィリピン台風被災者支援 JPY	449,876 円
2024/4/30	ウクライナ人道支援 JPY	22,659,751 円
2024/5/7	ウクライナ人道支援 JPY	22,659,751 円
2024/5/13	ウクライナ人道支援 EUR23,714.23@169.37	4,016,479 円
2024/5/17	ガザ人道支援 USD10,000@156.58	1,565,800 円
2024/5/27	エチオピア農業による平和構築支援 JPY	6,446,628 円
2024/5/27	ミャンマー国内避難民支援 USD61,656@157.88	9,734,249 円
2024/6/6	アフガン地震被災者支援 USD180,411.68@155.79	13,058,381 円

2024/6/6	台湾地震被災者支援 JPY	1,000,000 円
2024/6/13	アフガン地震被災者支援 USD1,000@157.92	157,920 円
2024/6/17	ブラジル洪水被災者支援 USD3,300@158.53	523,149 円
2024/6/20	ジンバブエ教育支援 USD140,000@159.17	22,283,800 円
2024/7/10	アフガン地震被災者支援 USD11,633.90@162.57	1,891,323 円
2024/7/29	パプアニューギニア地すべり被災者支援 USD4,365@154.75	675,483 円
2024/8/7	ジンバブエ教育支援 USD160,000@145.90	23,344,000 円
2024/8/13	アフガン地震被災者支援 USD25,160.40@148.35	3,732,545 円
2024/8/16	アフガン地震被災者支援 USD62,248.46@150.09	9,342,871 円
2024/8/21	アフガン地震被災者支援 USD62,248.46@146.60	9,125,624 円
2024/8/23	イエメン国内避難民支援 USD163,755@147.29	24,119,473 円
2024/8/28	エチオピア農業による平和構築支援 ETB9,069,348.56@1.372	12,444,221 円
2024/8/30	ミャンマー国内避難民支援 USD165,754.25@145.76	24,160,339 円
2024/8/30	インド洪水被災者支援 USD1,500@145.76	218,640 円
2024/9/2	ウクライナ人道支援 JPY	13,637,271 円
2024/9/3	ミャンマー国内避難民支援 USD165,754.25@148.17	24,559,807 円
2024/9/4	ウクライナ人道支援 EUR53,668.28	8,696,408 円
2024/9/5	イエメン国内避難民支援 USD175,206.24@144.84	25,376,871 円
2024/9/10	イエメン国内避難民支援 USD6,693.36@144.55	967,525 円
2024/9/17	モンゴル農業支援 USD74,593@141.74	10,572,811 円
2024/9/17	アフガン地震被災者支援 USD4,000@141.74	566,960 円
2024/9/19	モンゴル羊毛改善支援 USD10,000@144.65	1,446,500 円
2024/9/30	バングラデシュ洪水被災者支援 USD2,100@145.404	305,348 円
2024/10/7	エチオピア農業による平和構築支援 ETB9,572,566.87@0.7984	11,989,688 円
2024/10/7	ネパール水衛生事業 JPY	14,357,077 円
2024/10/9	アフガン地震被災者支援 USD100,000@149.26	14,926,000 円
2024/10/11	アフガン地震被災者支援 USD89,453.55@149.68	13,389,407 円
2024/10/30	台風ヤギによるベトナム被災者支援 USD2,000@154.34	308,680 円
2024/10/30	インド・ケララ地すべり被災者支援 USD3,380@154.34	521,669 円
2024/11/11	アフガン地震被災者支援 USD10,000@154.14	1,541,400 円

2024/11/15	アフガン地震被災者支援 USD6,663.33@157.83	1,051,673 円
2024/11/15	ウクライナ人道支援 自・越冬支援 JPY	17,452,004 円
2024/11/19	レバノン危機被災者支援 USD4,000@155.48	621,920 円
2024/11/20	ウクライナ人道支援 JPY	17,452,003 円
2024/11/21	ジンバブエ教育支援 USD160,0000@145.90	18,615,816 円
2024/12/3	アフガン地震被災者支援 USD85,811 @150.96	12,954,028 円
2024/12/16	ネパール水衛生事業 JPY	26,575,158 円
2024/12/25	ネパール水衛生事業 JPY	2,160,309 円
2024/12/30	ウクライナ人道支援 JPY	5,483,946 円
2025/1/23	アフガン地震被災者支援 USD84,248.99@157.50	13,269,215 円
2025/1/31	アフガン地震被災者支援 USD9,057.94@155.41	1,407,694 円
2025/2/3	イエメン国内避難民支援 USD69,586.88@156.72	10,905,655 円
2025/2/7	エチオピア農業による平和構築支援 ETB14,072,983.53@0.7947	17,708,549 円
2025/2/7	ADV-エチオピア JPF ETB14,072,983.53@0.7947	9,881,376 円
2025/2/21	台湾地震被災者支援 JPY 2 回目	3,800,000 円
2025/2/28	イエメン国内避難民支援 USD89,840.19@150.63	13,532,627 円
2025/3/4	ウクライナ人道支援 JPY	27,853,964 円
2025/3/14	ジンバブエ教育支援 USD32,000@149.37	4,779,840 円
2025/3/14	ウクライナ人道支援 JPY	27,853,963 円
2025/3/18	エチオピア国内避難民支援 ETB9,106,709.34@0.8475	10,745,380 円
2025/3/24	アフガン地震被災者支援 USD2,956.19@150.80	445,793 円
2025/3/28	アフガン地震被災者支援 USD6,425@152.20	977,885 円
2025/3/31	エチオピア農業による平和構築支援 ETB4,117,501.16@0.8794	4,682,171 円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan						チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
		①	②	③	④	⑤	
①	令和6年4月1日～令和7年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔～㉗」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉔」、「㉕」及び「㉗」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉙」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉗」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉗」については、イに記載する各期間（「㉔」から「㉗」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時 就任・退任 年月日
柴田 俊生		理事長		○						平成28年6月22日就任
青木 泰樹		常務理事		○						令和4年6月22日就任
芦田 一毅		理事		○						令和3年6月22日就任
浦島 靖成		理事		○						平成23年6月19日就任
小野 りちこ		理事		○						令和5年5月10日就任
杉 正純		理事		○						令和3年6月22日就任
瀬戸 典子		理事		○						平成22年6月20日就任
高原 信夫		理事		○						令和3年4月1日就任

藤本 秀幸		理事		○								平成29年4月1日就任
高橋愛一郎		監事		○								平成28年6月22日就任
千原 曜		監事		○								平成30年6月22日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計）使用 ルーズリーフ	毎日	7年以上
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
支払・振替伝票	単票	随時	7年
出金伝票	単票	随時	7年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
入金管理台帳	ファイルメーカー使用 ルーズリーフ	毎日	7年
賃金台帳	会計ソフト（弥生給与）使用 ルーズリーフ	毎月	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							✓
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・ 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>☐</td> </tr> </table>	同	意	☒	☐
同	意						
☒	☐						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan
-----	----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		☒
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☐
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐